

予定価格制度の見直しに向けて

公共工事を受注しようとする建設業者がまず気にするのが予定価格である。公共工事の入札においては、入札価格が予定価格を超えると落札できない。発注者が契約額の上限を定めるこの仕組みが、近年さまざまな問題をもたらしている。例えば、すべての業者の入札価格が予定価格の上限を上回ってしまい落札に至らない「不落」や予定価格が低いと見込んでどの業者も入札しない「不調」が、2006年度以降目立つようになった。国土交通省直轄工事における不調・不落の発生率が、2004年度、2005年度に2%程度であったものが2006年度に4%、2007年度には7%に達した。震災により公共投資が拡大した岩手県、宮城県、福島県及び仙台市の不調・不落の発生率は、2010年度以降多い月で30~60%におよび、入札のやり直しが多くなるなどのため復興事業の進捗に支障を来している。

このようなことは2005年以前は稀であった。それまでは指名競争入札が用いられるケースがまだ残っており、この方式のもとでは、予定価格が発注者にとって低すぎる場合にも、建設業者は無理をしてでも落札することが発注者の信頼を得ることになると考えた。このため、入札において不調や不落が発生することは少なく、発生しても再入札ですぐに落札が決まることが多かった。

この予定価格制度を見直すべきとの論調が高まり、自民党の公共工物品質確保に関する議員連盟

(品確議連、古賀誠会長)は、2012年4月の総会において、会計法における予定価格制度の見直しに向けた議論を進めることを申し合わせて、議員立法も視野に入れて検討する考えを示した。

しかし、予定価格制度の見直しについて財務省の理解を得ることは難しかった。2013年5月に開催した品確議連の委員会(野田毅委員長)の会合において、財務省は、予定価格は契約金額が適正か否かの判断基準になるものであるとして予定価格制度の必要性を主張した。

予定価格が契約額の上限を定めているのに対し、契約額の下限に関わるのが最低制限価格制度や低入札価格調査制度である。安値受注による工事の品質低下を招かないための仕組みである。

建設業界は、下限を存続して上限を廃止してほしいのが本音である。しかし、上限である予定価格を廃止すると下限の廃止にもつながることを恐れ、予定価格撤廃に向けての動きは盛り上がらなかった。

2013年9月には品確議連の委員会において、品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律、2005年3月)を改正する方針が確認され、2013年11月には委員会のもとに法制化プロジェクトチーム(佐藤信秋座長)が設置された。この法改正の議論の中で、不落の場合に発注者が落札候補者と交渉する仕組みを取り入れることが検討された。しかし、契約手続きを規定する会計法等は、契約

日本大学 生産工学部 土木工学科 教授

きのした せい や
木下 誠也



相手は入札結果により自動的に決まるとしているため、交渉手続きを取り入れることはできなかった。財務省としては、会計法を改正することを考えていないからだ。

結局、2014年6月の改正品確法においては、「適正な利潤を確保することができるよう、～(中略)～、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」と規定し、不調・不落ができるだけ起きないように、予定価格を市場の最新の実態を反映して設定することとした。

実際のところ、発注者が定める価格の上限と下限をいきなり撤廃しただけでは、民側の企業間の健全な競争によって落札価格が決まる状況にはなりにくい。我が国においては、発注者が設定する上限や下限をもとに落札額が決まることが多く、落札額が決まってから元請は下請に対する価格を決める。いわば、官主導で上流から下流に向けて価格が決まる構造である。

欧米においては、発注者が行う積算が落札価格を誘導することはまずない。労務賃金等の最低額が職種や習熟度に応じて法令や労使協定などによってきめ細かく決められている場合が多い。下請業者は必要額を元請に提示し、元請は下請から示された価格に自ら必要な額を加えて入札額を決める。つまり、民主導で下流から上流に向けて価

格が決まる構造である。

改正品確法では、予定価格制度の抜本改革には至らなかったものの、予定価格の上限拘束による支障を軽減するよう、市場の実態等を的確に反映した積算を行うことなどが定められた。今後、改正法に従い、発注者が民側の見積りをベースに予定価格を設定するなどの方式を逐次拡大していくことにより、官主導の価格決定構造を、民主導の価格決定構造へと転換していくことが可能になるであろう。

この転換を進めるためには、賃金決定の仕組みや、元下関係など価格に関する商慣習の見直しも必要になる。

改正品確法が価格決定構造転換のためのステップととらえ、発注者である官は、市場の最新の価格情報を反映することにより民主導の価格決定構造に近づける努力が必要であり、民は、下請など下流にしわ寄せがいきやすい構造を改めるよう意識改革をし、下流から上流に向けて価格が決まる構造に近づける努力が必要である。

こうした転換を進めながら、予定価格制度の抜本見直しと交渉方式の本格導入の法整備を行うことによって、健全な競争により適正な価格で契約を締結することが可能になると考えられる。官側と民側の双方が、改正品確法を受けて今後どのように取り組むかが最も重要である。